

京都市民営保育園耐震化計画

平成25年9月

京 都 市

京都市民営保育園耐震化計画 目次

- 1 民営保育園の耐震化促進の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 民営保育園の耐震化状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
 - (1) 耐震化の取組が必要な施設数
 - (2) 本市の民営保育園の耐震化率
- 3 民営保育園の耐震化に係るこれまでの取組・・・・・・・・ P. 4
 - (1) 民間社会福祉施設耐震診断助成事業
 - (2) 耐震改修及び老朽改築への取組
 - (3) 民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業
- 4 「耐震アドバイザー派遣事業」等により把握した各施設の状況・・ P. 6
 - (1) 建物状況について
 - (2) 建築物の耐震性能について
 - (3) 耐震診断について
 - (4) 耐震改修について
 - (5) 各施設の財務状況について
 - (6) 各施設における耐震改修費用に係るシミュレーションについて
 - (7) 各施設の耐震化に係る意向について
- 5 民営保育園の耐震化に係る主な課題と施設の分類・・・・・・・・ P. 14
 - (1) 必要な情報の不足
 - (2) 資金の不足
 - (3) 社会福祉法人立以外の宗教法人立・個人立施設に特有の問題
 - (4) 主な課題による施設の分類
- 6 耐震化に向けた基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 16
 - (1) 計画期間について
 - (2) 耐震診断について
 - (3) 耐震改修について
 - (4) その他
- 7 耐震化促進に係る具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 17
 - (1) 各施設からの相談に対する持続的できめ細かな対応
 - (2) 支援策の充実による耐震化に要する費用負担の軽減
 - (3) 宗教法人立・個人立の施設の社会福祉法人立化の促進
 - (4) 未耐震施設の公表

1 民営保育園の耐震化促進の必要性

平成7年の阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災等、大規模な地震が、日本各地で繰り返し発生しています。また、近い将来の発生可能性が指摘されている南海トラフ地震をはじめ、今後も、多くの被害をもたらすような大規模な地震の発生に備えていかなければならない状況にあります。

国においては、建築物の耐震改修等は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」であるとし、地震による人的被害や経済的被害を減らすための最も重要な課題と位置付け、緊急かつ最優先で取り組んでいくこととしています。（※1）

保育所は、避難弱者である乳幼児が1日の大半を過ごす生活等の場であることから、地震の発生時においても、乳幼児の命を守ることができる耐震性が確保された施設であることが求められます。

また、耐震性が確保された保育所づくりに取り組むことは、被災した際に、施設や設備の損傷を最小限にとどめて、保育を早期に再開し、保護者の就労復帰を支えることで、復旧活動を後方支援していくためにも重要です。

本市においては、市内の全保育所のうち、約9割を民営保育園が担っており、その中には、古くから保育を実施している施設も多数あります。

このため、昭和56年6月の新耐震基準（※2）施行前に建設され、今後、耐震化の取組が必要な施設がなお多く残っており、現状では、本市における民営保育園の耐震化率は、50.4%（平成25年4月1日時点）と、全国平均の68.9%（平成22年4月1日時点 ※3）をかなり下回っています。

本市においては、これまでから、民営保育園の耐震化に積極的に取り組んできましたが、こうした現状を踏まえて、民営保育園の耐震化を喫緊の課題と捉え、より計画的に耐震化を進めていくため、平成24年度に耐震アドバイザー派遣事業を実施し、各施設の建築物や財務の状況、施設の意向等の、耐震化を進めていくに当たって必要な情報等の把握を行いました。

本計画は、これらの把握した内容を基に、新耐震基準施行前に建設され、耐震性能が確認されていない、又は耐震性が確保されていない建築物を有する民営保育園を対象として、耐震化を促進し、地震災害に対して安心・安全な施設としていくために策定するものです。

※1 国における耐震化の取組

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年10月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」といいます。）が制定されました。

さらに、新潟県中越地震（平成16年10月）や福岡県西方沖地震（平成17年3月）等の経験も踏まえ、平成17年9月には、国の中央防災会議で「建築物の耐震化緊急方針」が決定され、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられるとともに、平成18年1月には、耐震改修促進法が改正施行され、主に次のことが規定されました。

- ① 国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数の者が利用する建築物等の所有者は耐震診断・改修に努力する必要があること
- ② 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進すること
- ③ 優先的に耐震化を促進すべき建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること
- ④ 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適合事項があっても適用しない特例を設けること
- ⑤ 耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等を実施すること

また、平成25年5月には、東日本大震災の経験等も踏まえ、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法の再改正が行われ、建築物の耐震化の促進のための規制強化等を目的として、主に次のことが規定されました。

- ① 避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等については、平成27年末までの耐震診断受診を義務化
- ② 小規模な建築物についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設

※2 新耐震基準とは

昭和53年の宮城県沖地震等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、改正施行されました。この基準を「新耐震基準」といいます（改正以前の基準を「旧耐震基準」といいます。）。

新耐震基準では、設計の目標として、中地震（震度5強程度）に対してはほとんど損傷なく建築物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

※3 民営保育園の耐震化率（全国平均 68.9%）について

調査対象は、木造及び非木造であり、2階以上又は延床面積が200㎡を超える建築物に限る。（厚生労働省調べ）

2 民営保育園の耐震化状況

(1)耐震化の取組が必要な施設数

本市の民営保育園229施設のうち、耐震性が確保されている施設は105施設あります。

今後、耐震診断の受診あるいは耐震改修等の実施など、耐震化の取組が必要な施設は124施設あります。(平成25年4月1日時点)

区分	民営保育園総数	耐震性が確保されている施設	耐震化の取組が必要な施設
施設数 (棟数)	229施設 (268棟)	105施設 (135棟)	124施設 (133棟)

(2)本市の民営保育園の耐震化率

本市の民営保育園には、総数で268棟(229施設)の建築物があり、これらのうち、耐震性能が確認されている建築物は135棟(105施設)です。

この結果、本市の民営保育園の耐震化率は、約50.4%となっています。
(平成25年4月1日時点)

$$\left[\begin{array}{l} \text{約}50.4\% \\ \text{民営保育園の} \\ \text{耐震化率} \end{array} \right] = \frac{135 \text{棟} \left[\begin{array}{l} \text{昭和}56\text{年}6\text{月}1\text{日以降に} \\ \text{着工した} \\ \text{新耐震基準に基づく建築物} \\ \text{+旧耐震基準に基づく建築物} \\ \text{で耐震性が確保されているもの} \\ \text{(棟)} \end{array} \right]}{268 \text{棟} \left[\begin{array}{l} \text{民営保育園のすべての} \\ \text{建築物数 (棟)} \end{array} \right]}$$

※ 同一敷地内において、構造上別棟となっている建築物であっても、用途上不可分で、渡り廊下で連結する等によって、一体として利用される建築物については、同一の建築物とみなしています。

※ 老朽改築等、耐震化に係る予算措置が行われている施設は、耐震化済として扱っています。(3施設・3棟)

3 民営保育園の耐震化に係るこれまでの取組

本市においては、これまでから、民営保育園が地震災害に対して安心・安全な施設となるよう、耐震化の取組を進めてきました。

主な取組は、次のとおりです。

(1)民間社会福祉施設耐震診断助成事業

新耐震基準施行前に建設された建築物については、まず耐震診断を受診し、現状の耐震性能を確認することが必要になります。

耐震診断の受診は、耐震化の取組の第一歩であることから、本市においては、平成20年度から、保健福祉局が所管する民営保育園等の民間社会福祉施設が耐震診断を実施する場合に、その費用の一部を助成し、耐震診断の受診促進に努めています。

平成20年度の制度創設以降、平成24年度末までに、本制度を活用して民営保育園22施設が耐震診断を受診しています。

【民間社会福祉施設耐震診断助成事業実施状況（民営保育園分）】

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
受診施設数※	5施設	7施設	1施設	5施設	4施設	22施設

※ 受診施設数は、耐震診断の受診に対し、本市が助成を実施した数

【民営保育園の耐震診断受診の取組に対する助成額 ※】

1, 566万8千円

※ 上記のうち、平成20年度から23年度までの助成額の総額

【本市における耐震化の取組が必要な民営保育園の耐震診断受診率 ※】

$$\left(\begin{array}{l} \text{耐震化の取組が} \\ \text{必要な施設の} \\ \text{耐震診断受診率} \end{array} \right) = \frac{28 \text{施設} \left[\begin{array}{l} \text{耐震診断受診済みの施設数} \end{array} \right]}{124 \text{施設} \left[\begin{array}{l} \text{耐震化の取組が必要な施設数} \end{array} \right]} \approx 22.6\%$$

※ 平成25年4月1日時点

(2)耐震改修及び老朽改築への取組

耐震化の取組が必要な施設については、これまでから待機児童の解消のための増改築等とも合わせ、建築物の建築年数や老朽の程度などを考慮し、平成20年度以降、平成24年度末までに11施設の民営保育園の耐震改修又は老朽改築を実施しており、その費用の一部を助成しています。

【民営保育園の耐震改修及び老朽改築への取組】

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
耐震改修	—	—	2施設	—	—	2施設
老朽改築	3施設	1施設	3施設	1施設	1施設	9施設
合 計	3施設	1施設	5施設	1施設	1施設	11施設

※ 施設数は事業終了年度で記載。耐震改修及び老朽改築に対し、本市が助成を実施した数

【民営保育園の耐震改修及び老朽改築への取組に対する助成額 ※】

16億115万円

※ 上記11施設の整備に係る本市助成額の総額。ただし、平成24年度は予算額。

(3)民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業

平成24年度における新たな取組として、耐震化の取組が必要な民営保育園124施設のうち、今後耐震診断の受診が必要な95施設(※)について、耐震化の一層の促進を目的として、平成24年秋から25年3月にかけて、耐震に関する専門家(耐震アドバイザー)を現地に派遣し、耐震化に係るアドバイスを行う「民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業」を実施しました。

本事業においては、専門家が各施設の建物状況を改めて把握したうえで、今後の耐震化に向けて、各施設の状況に応じた適切なアドバイスを行うとともに、本市職員もその場に同席し、各施設の財務や運営等について、きめ細かに相談に応じました。

さらに、本事業と並行して、既に耐震診断を受診しており、今後、耐震改修等の取組が必要な施設についても、本市職員が各施設又は法人と協議を行い、建築物や財務の状況、施設の意向等を把握したうえで、きめ細かに相談に応じました。

※ 1施設について、本事業終了後に新耐震基準施行前に建築された棟があることが判明したため、今後耐震診断の受診が必要な施設数は、現在96施設となっています。

【平成24年度事業費】

800万円(予算額)

4 「耐震アドバイザー派遣事業」等により把握した各施設の状況

耐震アドバイザー派遣事業等を実施した結果、次のような状況が明らかになりました。

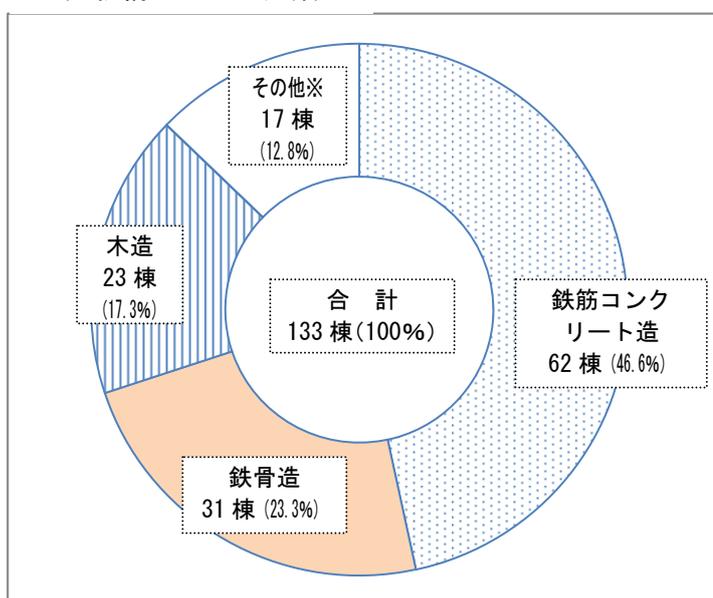
(1) 建物状況について

今後、耐震化の取組が必要な133棟（124施設）の建築物について、建物状況で分類すると、次のようになります。

① 建物構造

建物構造で分類すると、次のとおりとなります。

<建物構造による分類>



※ 「その他」には、混構造（鉄筋コンクリート造＋鉄骨造等）の建築物やコンクリートブロック造の建築物等があります。

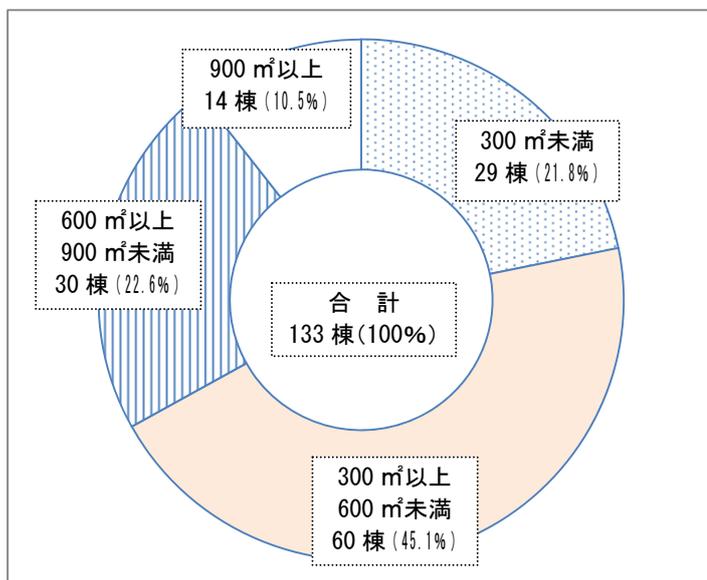
- 鉄筋コンクリート造の建築物が約半数を占めていますが、鉄骨造や木造の建築物も合わせて約40%あります。
- また、鉄筋コンクリート造と鉄骨造の混構造等、特殊な構造を持つ建築物もあることから、それぞれの建物構造に応じた耐震化の方策を検討する必要があります。

②建物規模

ア 延床面積

建物規模（延床面積）で分類すると、次のとおりとなります。

<建物規模（延床面積）による分類>

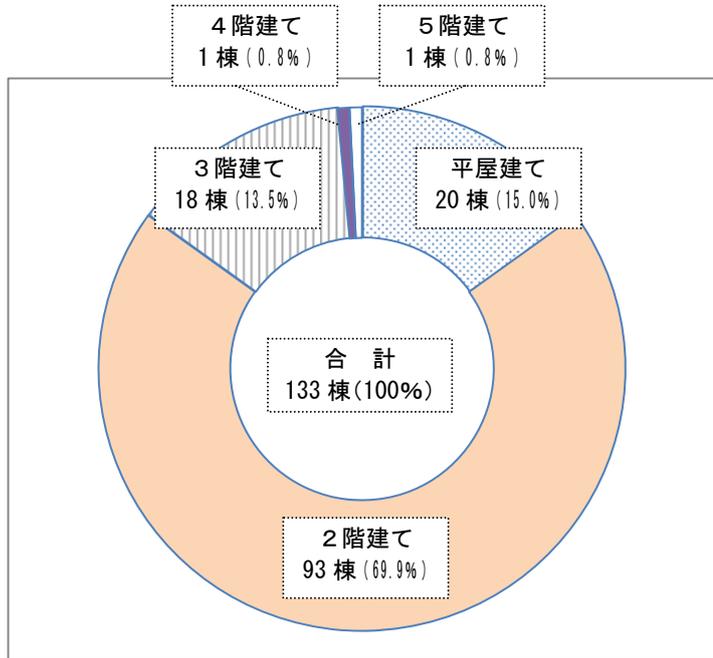


※ 平均延床面積：約558m²

- 本市の民営保育園には、定員が30名程度の小さい施設から、200名を超える大きな施設までであることなどから、建物規模についても、300m²未満の小規模なものから、900m²を超える大規模なものまで、様々な建築物が存在します。
- こうした中でも、300m²以上600m²未満の棟が約半数を占め、平均延床面積でも、約558m²となります。
- また、1棟の建築物であっても、建物構造上は複数の棟に分かれているものもあり、それぞれの建築物の特徴を踏まえた耐震化の方策を検討する必要があります。

イ 階数

建物規模（階数）で分類すると、次のとおりとなります。



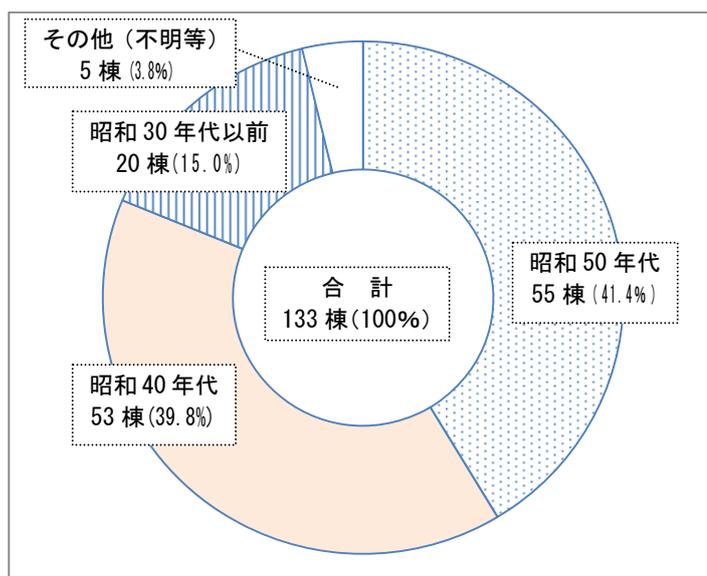
- 2階建ての建築物が約7割を占めており、平屋建ての建築物も含めると、約8割を超えています。
- 3階建ての建築物は18棟あり、4階建てと5階建ての建築物は各1棟のみとなっています。

③建築時期

今後、耐震化の取組が必要な建築物は、旧耐震基準に基づき、昭和56年5月31日以前に着工されたものとなることから、建築時期については、これ以前に限定されることになります。

建築時期で分類すると、次のとおりとなります。

<建築時期による分類>



- 昭和50年代の建築物と昭和40年代の建築物とを合わせて約8割を超えていますが、築50年を超える昭和30年代以前の建築物も20棟あります。

(2)建築物の耐震性能について

耐震アドバイザーから各施設に対して、個別に耐震性能に係る所見が示されるとともに、今後の耐震化の方策等についてのアドバイス等が行われました。建築物の耐震性能は、建物構造や使用部材、老朽化の進行度合い等、様々な要素の影響を受けるため、個々に状況は異なりますが、耐震アドバイザーの所見等から概観すると、次のような状況が見られます。

- 築50年を超えるような長期の年月を経過した木造の建築物には、基礎が腐朽している等、大きな問題を抱えているものがあります。
- 高度経済成長期以前（概ね昭和40年代以前）の鉄骨造の建築物には、使用部材や鉄骨の溶接方法等に問題がある場合が多く、大掛かりな改修が必要になる場合があります。
- 昭和40年代から昭和50年代前半までの鉄骨造の建築物には、耐火被覆にアスベストが使用されていることが多く、耐震診断の受診や耐震改修の実施に当たって、アスベストの処理費が必要となり、費用がかさむ場合があります。

(3)耐震診断について

これまでに耐震診断を受診した施設の状況や、耐震アドバイザーの助言から、耐震診断に関しては、次のような状況が見られます。

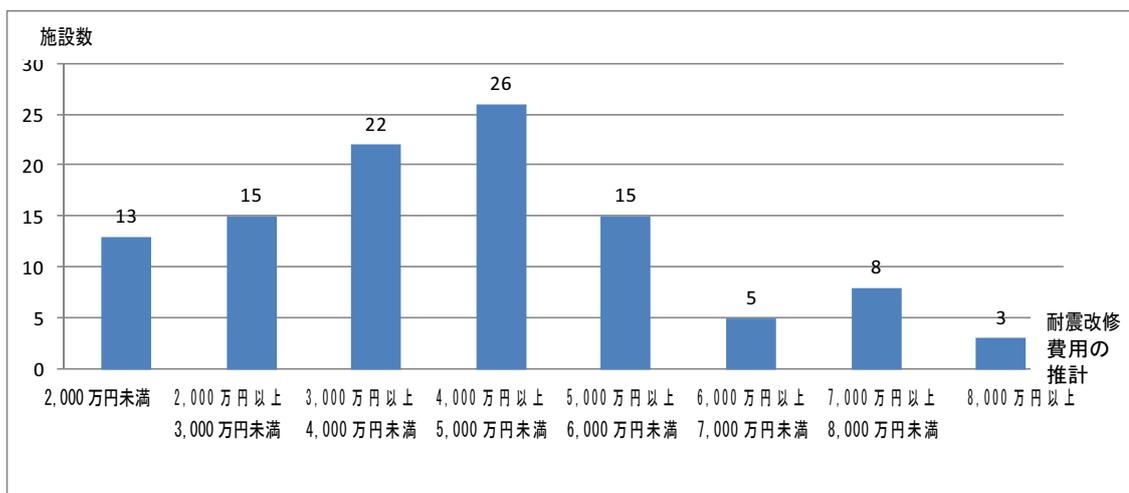
- 耐震改修の必要性の判断や改修内容の検討等、耐震化に係る具体的な取組を行うには、現状の耐震性能を確認するために、耐震診断の受診が必須となっています。
- 外観上一体になっている建築物であっても、構造上別棟になっている場合には、それぞれの棟ごとに耐震診断を行うこととなるため、耐震診断費用が割高になる場合があります。
- 寺社や戦前の建築物等に採用されることが多い、伝統工法の木造建築物の場合は、地震に対する耐力を数値化して評価することが困難であり、特殊な方法による診断が必要なことから、耐震診断費用が割高になる場合があります。
- 木造の一般住宅などの在来工法による木造建築物の耐震診断は、診断方法が確立されており、比較的安価に実施できる場合があります。
- 鉄骨造の建築物は、溶接部の強度調査等に際して、診断の実施に当たっても、内装の一部除却及び復元や、アスベスト除去が必要な場合があることから、鉄筋コンクリート造と比較して、割高になる場合があります。
- 設計図（特に構造図）が残っていない場合には、図面作成及び調査箇所の増が必要となるため、耐震診断費用が割高になる場合があります。

(4)耐震改修について

これまでに耐震改修を実施した施設の状況や、耐震アドバイザーの助言から、耐震改修に関しては、次のような状況が見られます。

- 個別の施設において耐震改修に必要な費用を見込むためには、耐震診断を受診し、その結果に基づき、補強設計等を行う必要があります。
- 改修方法や補強材の種類等により、耐震改修に要する費用や期間等は様々であり、各施設の実情に合った補強計画を検討する必要があります。
- 耐震改修の実施に当たっては、改修内容や施設規模、仮設園舎の必要性等、改修費用に影響する様々な要素がありますが、各施設の建物状況や施設規模等から推計すると、低額で対応可能な場合でも概ね1,000万円程度、高額な費用が必要な場合には8,000万円程度となるものと見込まれます。
- 今後、耐震化の取組が必要な124施設のうち、老朽化が著しく、建替えにより対応せざるを得ないと考えられる木造の築50年以上の建築物を有する17施設を除いた107施設について、耐震改修費用の推計を費用規模で分類すると、次のとおりとなります。

<耐震改修費用の推計>



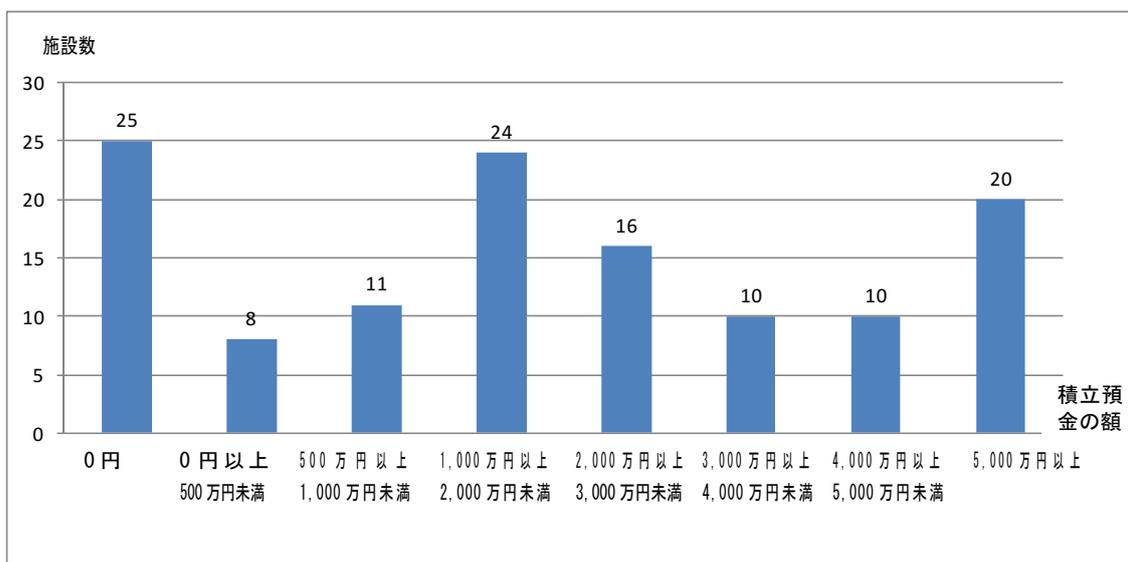
※ 今後、耐震化の取組が必要な124施設のうち、老朽化が著しく、建替えにより対応せざるを得ないと考えられる木造の築50年以上の建築物を有する17施設を除いた、107施設について改修費見込みを推計しました。

(5)各施設の財務状況について

民営保育園は、長期的に安定した施設運営を確保するため、運営費収入の一部を積み立て、次年度以降の経費に充てることができます。多くの施設においては、人件費に係る積立や建築物や機械器具等備品の修繕のための積立、備品の購入のために積立等を行っています。

耐震診断や耐震改修に係る事業者負担には、積立預金を活用するケースが多いと考えられることから、今後、耐震化の取組が必要な124施設について、次のとおり、積立預金の状況の把握を行いました。

<各施設の積立預金の状況>



※ 積立額は、修繕積立預金、備品等購入積立預金及び保育所施設・設備整備積立預金の24年度末積立額残高の合計額

- 対象施設のうち約6割以上の80施設が1,000万円以上の積立預金を保有していますが、全く積立を行っていない施設も約2割となる25施設あります。
- 積立預金は、耐震化のみに用いるためのものではなく、各施設において、将来を見据えて大規模修繕や設備更新等のために計画的に積み立てられているものであることから、用途等については各施設の個別の事情を踏まえる必要があります。

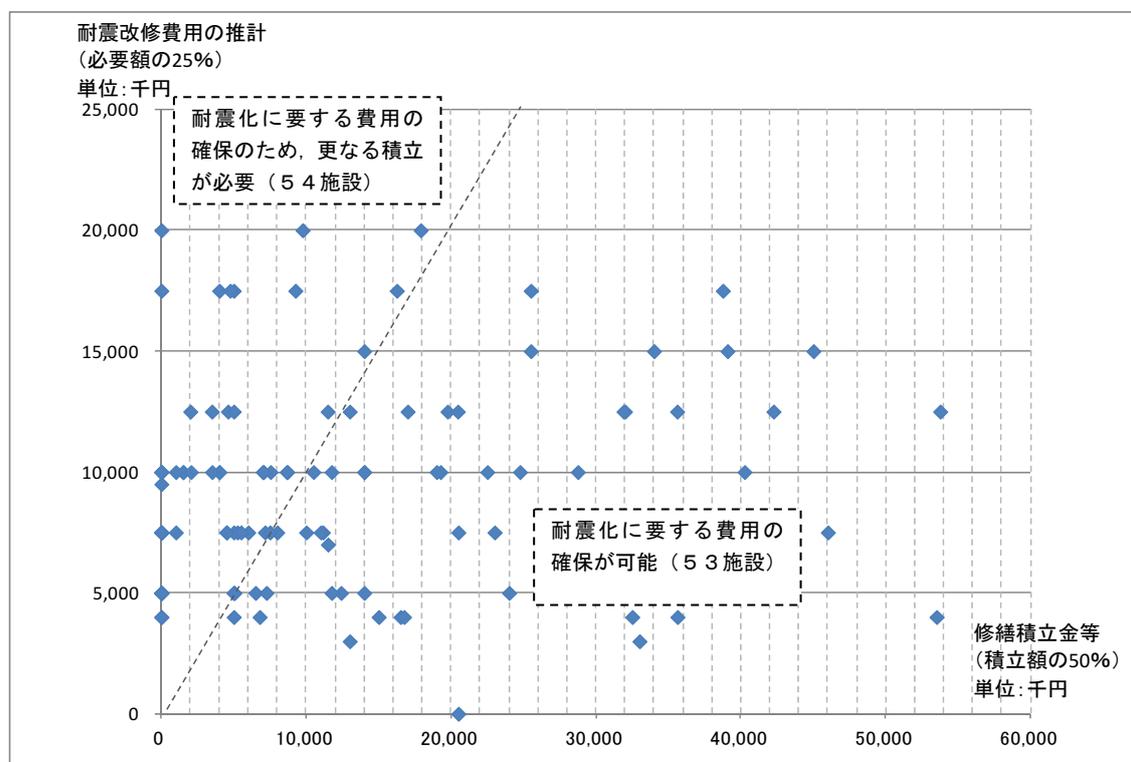
(6)各施設における耐震改修費用に係るシミュレーションについて

耐震改修に要する費用は施設ごとに異なることから、積立預金等からの充当必要額も施設ごとに異なります。

各施設の状況を把握するために、次のとおり、各施設の耐震改修費用の推計と積立預金等を基にしたシミュレーションを行いました。

- (4)で見込んだ、耐震改修費用の推計を基に、社会福祉法人立施設に対する国の現行の耐震改修に係る補助制度の事業者負担割合(25%)を各施設の負担額として想定しました。
- (5)において把握した、各施設の積立預金等について、耐震化以外の用途にも充当する必要があること等から、ここでは、積立額の50%を耐震改修に係る自己負担分に充てるものと想定しました。
- 今後、耐震化の取組が必要な124施設のうち、老朽化が著しく、建替えにより対応せざるを得ないと考えられる木造の築50年以上の建築物を有する17施設を除いた107施設について、上記の条件の下で耐震改修に係る自己負担額の推計と、これに充当可能な修繕積立金等の積立預金の額の相関関係を集計すると、約半数の54施設において、耐震化に要する費用を確保するためには、更なる積立が必要であることがわかりました。

<耐震改修費用(自己負担額)の推計と修繕積立金等の積立額の相関関係>



(7)各施設の耐震化に係る意向について

耐震アドバイザー派遣事業等を通じ、各施設の理事長・施設長等の関係者と、本市職員が耐震化に係る協議を行いました。本市職員が各施設の関係者から聞き取った耐震化に係る意向等について、主なものは以下のとおりです。

- 事業者負担に係る悩みを抱える施設もありますが、多くの施設においては、耐震化の取組の必要性を認識されており、実施について前向きに考えています。
- 特に、耐震診断については、受診の必要性についてよく理解を得ており、耐震診断の受診が必要な96施設のうち、6割を超える60施設以上に、平成25年度中に耐震診断受診の意向があります。
- 改修や建替えといった耐震化の手法については、施設ごとに、長期的な事業計画等を踏まえた様々な考えがあります。本市としては、できるかぎり速やかにかつ効率的に耐震化を進めていく必要があることから考えると、耐震化の手法については、耐震診断の受診等により、建物状況等を把握したうえで、各施設に最適な手法を検討していくことになる旨、繰り返し説明を行ってきました。

5 民営保育園の耐震化に係る主な課題と施設の分類

耐震アドバイザー派遣事業等を通じて各施設の状況把握を行った結果、耐震化を進めていくに当たって各施設が抱える主な課題等が明らかになりました。

(1)必要な情報の不足

- 法人の理事長や施設長をはじめ、各施設の関係者にとっては、建物構造や耐震化の手法等の専門的な見地からの知識や情報を十分に収集することが困難なことが多く、耐震化への着手を踏み出せない要因となっています。
- また、各施設の関係者に、耐震診断や耐震改修を実施するために必要な費用や、行政からの助成制度等についての情報が不足しており、計画的な取組が進まない状況にあります。

(2)資金の不足

- 各施設の建物状況等により、耐震化に必要な費用は異なりますが、日常の運営費では賄えない多額の費用が必要となる場合があります。
- 各施設においては、将来の大規模改修や改築に備えるため、修繕積立金の積立等を行っていますが、自己資金のみで直ちに耐震化を行うことが困難な施設もあり、早急に耐震化を図るには、行政からの適切な財政的支援が必要となっています。

(3)社会福祉法人立以外の宗教法人立・個人立施設に特有の問題

- 本市においては、今後耐震化の取組が必要な124施設のうち、社会福祉法人立以外の施設（宗教法人立・個人立の施設）が21施設あります。
- 現状では、耐震改修に係る国の助成制度は、助成対象が社会福祉法人の場合と、社会福祉法人以外の場合では、内容が大きく異なることから、耐震化を円滑に推進するためには、より助成制度の充実した社会福祉法人への移行の取組が必要です。

(4)主な課題による施設の分類

今後耐震化の取組が必要な124施設のうち、老朽化が著しく、建替えにより対応せざるを得ないと考えられる木造の築50年以上の建築物を有する17施設を除いた107施設について、財政状況、改修の困難度、社会福祉法人化の取組の必要性等、耐震化に当たっての課題に着目し、大まかなグループ分けを行いました。

<耐震化に当たっての課題に着目したグループ分けと各グループの状況>

比較的課題が少ないグループ 39施設程度

<状況（例）>

- ・ 改修費用見込みに見合った資金がある。
- ・ 改修の内容が比較的軽微である。
- ・ その他の阻害要因がない。

いくつかの課題があるグループ 50施設程度

<状況（例）>

- ・ 改修費用見込みに対して資金が不足している。
- ・ 補強方法や工法等、改修内容の検討に時間が必要である。
- ・ 社会福祉法人化に向けた取組が必要である。

比較的大きな課題があるグループ 18施設程度

<状況（例）>

- ・ 改修費用見込みに対し資金が大幅に不足している。
- ・ 混構造になっており建物状況に問題がある等、改修内容が複雑になると見込まれ、検討に一定の時間が必要である。
- ・ 社会福祉法人化に向けた取組に当たって課題があることが予想される。

6 耐震化に向けた基本方針

これまでの耐震化に向けた取組や、耐震アドバイザー派遣事業等を通じて把握した各施設の建物状況や財務状況、各施設が抱える様々な課題等を踏まえたうえで、本市として、耐震化を着実にかつ計画的に促進していくために、次のとおり基本方針を定めます。

(1) 計画期間について

- 本計画の期間は、平成 25 年度から 33 年度まで（9 年間）とします。

(2) 耐震診断について

- 耐震診断の受診に、平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間で集中的に取り組むこととし、25 年度当初から、対象を非特定建築物にも拡大するとともに、27 年度までの 3 年間に限り、補助上限額を撤廃しています。

(3) 耐震改修について

- 本市の厳しい財政状況の下、限られた予算の中でできるかぎり早急にかつ効率的に民営保育園の耐震化を推進するために、基本的には、建替え（改築）ではなく、工事費が安く、工期も短い耐震改修（補強）によって耐震化を図っていきます。
- 耐震改修の実施に当たっては、早期の耐震化の推進を図るため、本市独自の耐震改修助成制度を創設します。
- 新しい耐震改修助成制度においては、耐震アドバイザー派遣事業の結果を基に、改修に必要な費用推計を踏まえて補助基準単価の設定を行います。また、耐震診断の受診を経て、耐震改修が本格化する平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間の耐震化集中取組期間とし、同期間においては、耐震改修に係る補助率のかさ上げを行い、各施設の負担を軽減していきます。
- 耐震化集中取組期間経過後の平成 31 年度から、計画の終期である 33 年度までの 3 年間については、補助率のかさ上げを逡減します。
- 上記の方針を原則としつつ、特段の合理的な必要性が認められるものについては、建替えも視野に入れた耐震化を進めていきます。

(4) その他

- なお、平成 33 年度末の計画期間経過後においても耐震化未済の施設については、施設名を公表します。

＜京都市民営保育園耐震化計画の年次取組＞

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
取組内容	← 計画期間 平成 25 年度～33 年度（9 年間） →										
	← 耐震診断の受診 平成 25 年度～27 年度（3 年間） →										耐震化未済施設の公表
	← 耐震化集中取組期間 耐震改修に係る補助率のかさ上げ 平成 26 年度～30 年度 →					← 耐震改修に係る補助率の逡減 平成 31 年度～33 年度（3 年間） →					

7 耐震化促進に係る具体的な取組

(1)各施設からの相談に対する持続的できめ細かな対応

①保育園関係者に対する正しい知識・認識の普及

- 平成24年度に実施した「民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業」のほか、耐震化に係る説明会の開催等を通じ、保育園関係者に対して、耐震化の必要性や耐震化の方策、必要な費用等に係る知識・認識の普及を図っています。

②各施設の個別の事情に応じた適切な対応

- 各施設の耐震化に当たっては、施設ごとに建築物の状況が異なるうえ、財務状況や立地条件、今後の意向等も様々であるため、各施設の個別の事情に応じて、最適な耐震化の方策を検討していく必要があります。
- 本市においては、耐震診断や耐震改修に係る資金計画や耐震化方策の検討等、各施設からの相談にきめ細かに応じ、耐震化の完了まで継続して、各施設の耐震化の取組を支援していきます。

(2)支援策の充実による耐震化に要する費用負担の軽減

①耐震診断助成制度の充実（平成25年度から27年度の3年間で集中的に受診）

- 耐震化に向けては、①耐震診断の受診、②補強設計等の耐震化方策の検討、③耐震改修等の実施と、段階を踏んで進めていくことになり、各施設において、数年間にわたる継続的な取組が必要になります。
- 耐震診断の受診は耐震化に向けた取組の第一歩であることから、できるかぎり早期に受診し、各施設の建物状況の把握を的確に行う必要があります。
- 耐震診断の受診を促進するため、本市においては、平成20年度から「民間社会福祉施設への耐震診断助成事業」を実施し、民間保育園をはじめとする民間社会福祉施設の耐震診断受診の促進に努めているところです。また、平成25年度からは、27年度までの3年間で耐震診断を受診できるよう、本事業の対象を非特定建築物（※）にも拡大するとともに、この3年間に限り100万円の補助上限額を撤廃し、更なる耐震診断の受診促進に取り組んでいます。

<耐震診断に係る助成制度>

- 対象 本市の区域内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された建築物（特定建築物及び非特定建築物）
- 基準単価 2,000円/㎡（1,000㎡未満）
1,500円/㎡（1,000㎡以上1,500㎡未満）
1,000円/㎡（1,500㎡以上）
- 補助上限額 100万円（平成27年度までは補助上限額を適用しない。）
- 補助率 （特定建築物） 国1/3，本市1/3，事業者1/3
（非特定建築物） 本市2/3，事業者1/3

※ 特定建築物・非特定建築物とは

特定建築物とは、耐震改修促進法第6条1項及び2項並びに同条からの委任を受けた政令において定められているもので、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する一定規模以上の建築物等であって、建築基準法の耐震関係規定（新耐震基準）に適合しない建築物を指します。

保育所の規模要件は、2階建て以上かつ延床面積500㎡以上とされています。

なお、特定建築物の規模要件に満たない旧耐震基準に基づく建築物は、非特定建築物となります。

②耐震改修助成制度の創設（集中取組期間の設定による早期の耐震化の促進）

- 耐震診断を受診し、耐震性能が不足していることが判明した施設については、補強計画・補強設計を行ったうえで、耐震改修を行う等、順次取組を進めていく必要があります。
- 耐震化を進めるに当たっては、施設ごとの建築物の状況により、必要となる改修の規模や方法等が異なるうえ、財務状況や、改修中の仮設園舎確保、社会福祉法人化の取組等、それぞれの施設に固有の様々な課題があることから、これらをひとつずつ解決しながら取り組んでいく必要があります。
- 本市においては、国の子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）を活用して、社会福祉法人立の施設に対する独自の耐震改修助成制度を創設し、円滑な耐震化の推進を図ります。
- 新しい耐震改修助成制度においては、改修に必要な費用推計を踏まえた補助基準単価を設定するとともに、耐震化への早期取組を促すため、平成26年度から30年度までの5年間で耐震化集中取組期間とし、その間の時限的な措置として、京都市子育て支援事業基金も活用し、本市の基本負担割合をかさ上げすることにより、事業者負担割合を25%から15%に、10%軽減していきます。
- なお、耐震化集中取組期間終了後の、平成31年度から33年度までの3年間については、本市負担割合のかさ上げを年次ごとに逡減することで、できるかぎり早期の耐震化の取組を促進します。

<耐震改修に係る助成制度> 【新規】

○ 対象

本市域において民営保育園を運営し、耐震改修を要する建築物（園舎）を有する社会福祉法人

○ 補助基準

建物構造	耐震性能に係る指標数値	延床面積あたりの基準単価
鉄筋コンクリート造	Is値0.3以上0.6未満	80,000円/㎡
木造	Iw値0.7以上1.0未満	
鉄筋コンクリート造	Is値0.3未満	100,000円/㎡
木造	Iw値0.7未満	
鉄骨造	Is値0.3以上0.6未満	
鉄骨造	Is値0.3未満	120,000円/㎡

○ 負担割合

	期間	国	本市	事業者
耐震化集中取組期間	平成26～30年度	50%	35%	15%
負担割合逡減期間	平成31年度	50%	33%	17%
	平成32年度	50%	31%	19%
	平成33年度	50%	29%	21%
【参考】基本負担割合		50%	25%	25%

※ Is値・Iw値とは

耐震診断を実施することにより、地震力に対する建築物の強度、靱性（変形能力、粘り強さ）を考慮し、建築物の階ごとに算出する構造耐震指標のことを、Is値（鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の場合）及びIw値（木造の場合）といいます。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の告示（旧建設省告示 平成7年12月25日 第2089号）において、震度6～7程度の規模の地震に対するIs値及びIw値の評価については以下の様に定められており、Is値0.6未満又はIw値1.0未満の場合は、耐震性能が不足しているため、補強等が必要になります。

指標数値	耐震性能に係る評価	耐震性能の有無
Is値 0.6 以上 Iw値 1.0 以上	地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が低い	耐震性能あり
Is値 0.3 以上 0.6 未満 Iw値 0.7 以上 1.0 未満	地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性がある	耐震性能不足 （補強等の対応が必要）
Is値 0.3 未満 Iw値 0.7 未満	地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	

③京都市子育て支援事業基金の活用(事業者負担の一層の軽減)

耐震診断受診に係る事業者負担の軽減を図るため、平成25年度から、子育て支援に資する事業実施に必要な財源に充てることを目的とする「京都市子育て支援事業基金」を活用しています。

これに加えて、耐震改修に係る事業者負担においても、同基金を活用し負担軽減を図っていきます。

<京都市子育て支援事業基金の活用>

- 耐震診断に係る事業者負担軽減のための活用【平成25年4月から実施】
 - ・ 保育園の定員規模に応じ、100～200万円を上限として助成を行います。
 - 耐震改修に係る事業者負担軽減のための活用【新規】
 - ・ 耐震改修に必要な費用の5%相当額を上限として、耐震改修に係る助成制度に充当します。
(平成25～30年度は5%、31年度は4%、32年度は3%、33年度は2%)
- ※ なお、これに加えて、耐震性が確保されている施設に対しては、保育園の定員規模に応じ、100～200万円を上限として、施設の安全対策はもとより、広く省エネ対応等も含め、施設の機能向上に活用するため、保育環境強化に係る助成を行います。

【代表的事例における耐震改修に係る費用負担割合のシミュレーション】

改修費4,000万円の場合

本市独自に、事業者負担を10%軽減し、負担割合を25%→15%にする。 ※うち5%軽減分(200万円)は子育て支援事業基金を活用



(3)宗教法人立・個人立の施設の社会福祉法人立化の促進

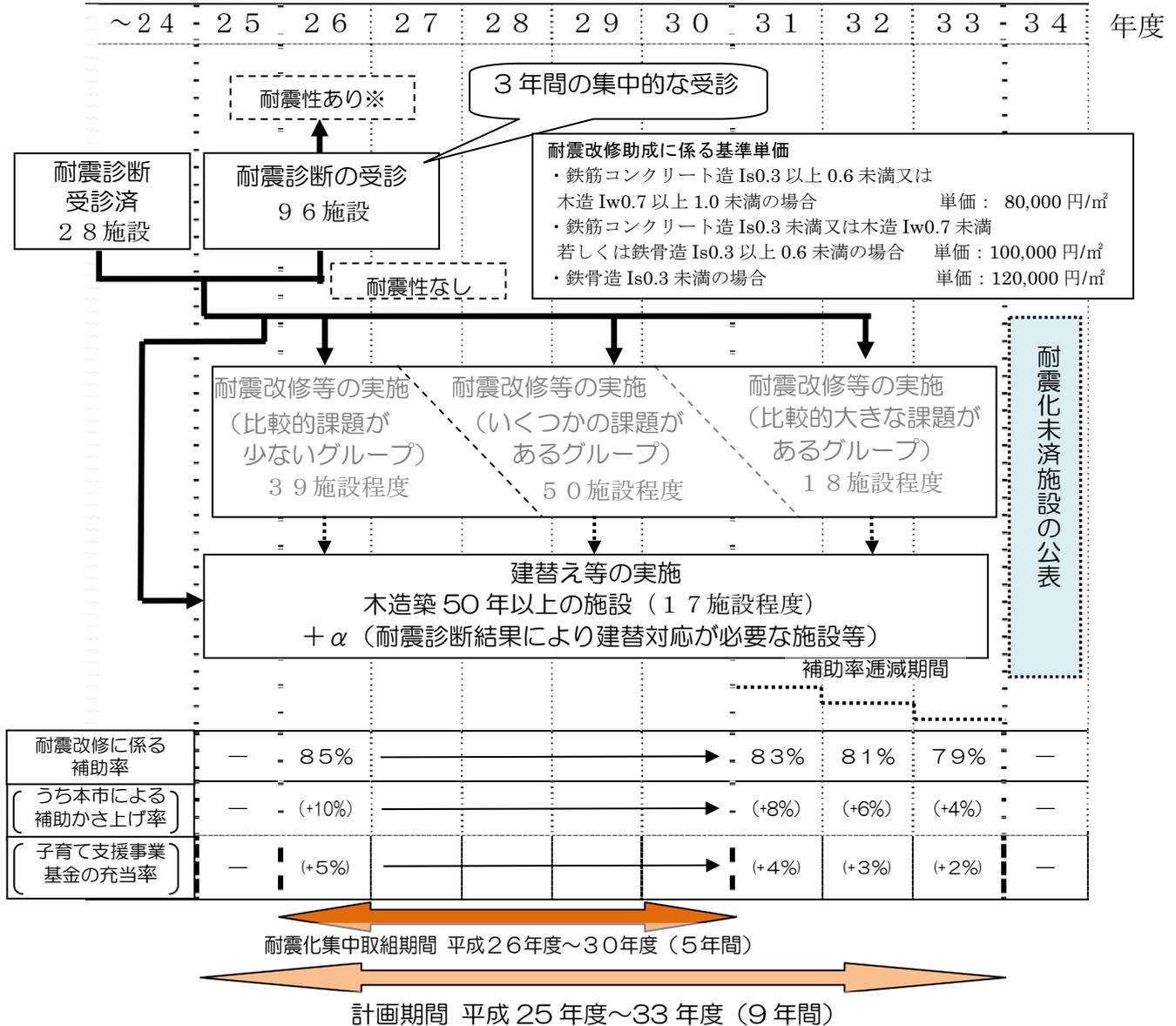
耐震改修に係る国の助成は、社会福祉法人立の施設と、宗教法人立・個人立の社会福祉法人立以外の施設では、助成制度の所管省庁が異なるため、助成の内容が異なります。

耐震化を円滑に推進するために、宗教法人立・個人立の施設の社会福祉法人立化を働きかけ、社会福祉法人立施設に対する耐震改修助成制度を活用できるよう、取組を進めます。

(4)未耐震施設の公表

上記の支援策を講じたうえで、本計画期間経過後もなお、耐震化が行われていない施設については、施設名を公表します。

耐震化計画の年次イメージ



※ 改修時期等のグループ分けは、対象の 124 施設すべてで耐震改修・建替え等が必要との想定 (最大値)。実際には、耐震診断を受診した結果、「耐震性あり」と判定される施設が 2 割程度出現すると見込んでいます。

民営保育園 229 箇園の耐震化状況 (平成 25 年 4 月 1 日時点)

